

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2007 年 3 月 5 日 (月) ~ 3 月 9 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4.	コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5. a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の規準への変換
6.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準
7.	コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の改訂
8.	分析法に関する国際機関間会合の報告
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 3 月 3 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 28 回分析・サンプリング法部会(CCMAS)の主な検討議題

日時：2007 年 3 月 5 日（月）～3 月 9 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー共和国）

○主要議題の検討内容

議題 3 承認できる分析法の評価規準

a) 承認できる分析法の評価ガイドライン案（ステップ 7）

本ガイドライン案は、適切な分析法かどうかを評価するための具体的な要件とその方法を記述した加盟国向けの指針として策定中の文書である。前回の部会では多くの意見が出され、ステップ 6 に戻されたため、ニュージーランドを中心とする電子作業部会(わが国も参加)が修正案を作成した。

前回提出されたドラフトが非常に複雑な統計学的内容を含むものであったことから、本ガイドラインが科学的な原則に従いつつ、より明解で利用しやすいものとなるよう対処したい。また、本ガイドラインで用いられる分析用語の定義については、議題 4 で行われる「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案」との整合性が保たれるよう、留意したい。

b) 分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案（ステップ 7）

本ガイドライン案は、輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すもので、前回の部会では長時間の議論が行われた結果、ステップ 5 に進めることが合意された。本ガイドラインを採用する場合の前提条件や、手順をより明確化し、実行可能なガイドラインとなるよう、対処したい。

議題 5b 微量元素分析法の規準への変換

これまで微量元素ごとに分析法が決定されてきたのに対して、今後は、一定の規準を満たす分析法であれば自由に選択できるようにするために議論が行われてきたものである。今回の部会で議論のベースとなる会議文書は、現在までに推奨された分析法を規準に照らして評価する方法等について、スウェーデンが中心となって作成している(わが国も参加)。規準化の文書について議論するほか、個別分析法ごとの承認を継続するのか、規準を使う方法に切り替えるのか、それとも両方を併用するのかについても議論する。

規準のうち、特に分析法の妥当性確認及び不確かさに関する部分について、科学的に妥当で、実行可能なガイドラインとなるよう、対処したい。

議題 6 バイオテクノロジー応用食品の検出法と同定法に関する 規 準

前回の部会では、バイオテクノロジー応用食品については具体的な規格が定められていないため、試験法に関する作業は不要と米国が主張したが、多くの国が本作業の継続に賛成した。今回の部会では、ドイツ及びイギリスを中心とした電子作業部会(わが国も参加)が各国や国際機関のコメントを考慮して作成した討議文書に基づき、ガイドライン化に向けた議論が行われる予定である。現在我が国で採用している分析法を踏まえ、また、議題 5b の議論や、化学物質の分析と DNA 分析の違いなどに留意しつつ、適宜対処したい。

議題 7 コーデックスサンプリング手続きの設定に関する原則の 改訂(新規作業)

コーデックス手続きマニュアルに含まれるサンプリング方法の確立と選択に関する記述の中に、失効したガイドラインを参照している部分があるため、その修正をわが国が提案し、昨年のコーデックス総会で新規作業として承認された。これを受けてわが国が作成した改訂案が、会議資料として回付されている。

必要部分の修正のほか、より使いやすい文書となるよう、対処したい。